

事務連絡  
令和2年3月24日

関係各国公私立大学  
関係各国立高等専門学校  
関係各専修学校  
関係各日本語等予備教育施設  
国費外国人留学生担当課長 殿

文部科学省高等教育局学生・留学生課  
留学生交流室国費留学生係

### 国費留学生制度の給与（奨学金）及び大学推薦者の語学要件等について

日頃より、国費外国人留学生関係業務に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記のことについて、2020年1月22日開催の「留学生事業に関する業務等説明会」にて御説明差し上げました国費外国人留学生関係業務の注意点について、あらためて下記のとおり御連絡させていただきます。

なお、各事項に特記がない限り、本変更等は2020年4月以降の取扱いから適用となりますので御了承願います。

#### 記

#### 1. 国費留学生制度（給与（奨学金））について

##### ① 国費外国人留学生が給与以外に受給可能であるもの。

内容	条件など
寄付金・研究費	用途が特定されていて、学校で管理出来る場合。
渡日・帰国旅費	文部科学省支給分を辞退した場合。
出張旅費・参加費・日当・昼食代・学内表彰等成績優秀者への賞金・学会登録費・学会参加費・T A, R A謝金	学校で左記の支給に関する規程があり、規程に基づいた金額である場合。
インターンシップの給与	在留資格「留学」を保持出来る事 ※他の在留資格に変更になった場合は国費留学生の身分を辞退する必要有り。
他大学が実施する短期プログラムの参加費・授業料	実費のみ。
在籍学校等が定める支援制度に基づき行うもの	ただし支援を行う合理性・緊急性等について事前に文科省へ相談し許可を受ける必要有り。

ダブル・ジョイント ディグリーに参加 し、相手先大学・在 籍大学等から支給 される奨学金	国費外国人留学生奨学金の受給一時停止手続きを行い許可 された場合のみ。 ※文部科学省ホームページ（各種異動届様式） <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/07032814.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/07032814.htm</a>
--	--

② 国費外国人留学生が受給不可能であるもの。

内容	
奨学金・生活費	名称・相手先・金額は問わない。 奨学金・生活費的な性質であるものは不可。
他団体が生活費等として 支給する教育ローン等	形式的には貸付であっても、条件を満たせば（当該団 体への就職を条件に免除等）給付とみなされる場合。
他団体が就職することを 条件に支給する研究費等	

2. 大学推薦（一般枠・特別枠）推薦者の語学要件について

2020年度募集より下記のとおり変更となるので注意すること。

推薦条件	大学入学時点で語学要件①、②、③のいずれかを満たす必要有り ※文部科学省ホームページ（大学推薦の語学要件について） <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1421851.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1421851.htm</a>
提出書類	①、②、③のいずれかを証明できる書類 ※①の証明書は募集開始時から2年以内のもの （上記URLのQ&AのQ2を参照願います。）
書類提出時期	推薦時（①、②の書類が間に合わない場合は入学時）

3. 大学推薦採用者の延長申請における語学要件について

2020年度募集より下記のとおり変更となるので注意すること。

延長申請	区分Ⅰ（非正規生→正規生（修士・博士））
必要条件	非正規生として推薦時（採用時）、日本語又は英語の①又は②で 採用された場合は条件なし。③で採用された場合は①の要件を満 たす必要有り ※文部科学省HP（大学推薦の語学要件について） <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1421851.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1421851.htm</a>
提出書類	①、②採用者は特になし。 ③採用者のみ①を証明できる書類
書類提出時期	推薦時（試験の日程等の関係で提出が間に合わない場合は要相 談。）

#### 4. 留学生の指導教員の変更について

国費外国人留学生の指導教員が変更になる場合は、必ず指導教員変更届(下記 URL 4. 指導教員変更)の提出をお願いします。届出は下記5「国費外国人留学生の各種異動様式について」を参照願います。ただし、学生の研究内容・テーマによっては指導教員の変更が認められない場合もありますので予めご了承ください。

#### 5. 国費外国人留学生の各種異動様式について

下記URLに掲載されていますので、必ず確認してください。下記URLに該当する様式がない場合は、下記担当までメールで連絡をお願いします。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/07032814.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/07032814.htm)

書類の提出方法は平成31年3月19日付け事務連絡「2019年度以降の国費外国人留学生関係業務の変更等について」を確認してください。

#### 6. その他、各大学等からよく質問等がある事項

①大学推薦で学生の国籍と学生の所在国が異なる場合、申請は可能なのか？

→申請していただくことは可能です。ただし、国費留学生として採用された場合、文部科学省では学生の国籍国にある日本大使館に査証の手続きを行います。そのため、学生の所在国で査証の手続きを行う場合は、各大学において私費留学生が査証をするために必要な手続きを行ってください。また、学生が国籍国以外から出発する場合、渡日旅費は支給出来ません。

<p>&lt;担当&gt; 文部科学省高等教育局学生・留学生課 留学生交流室国費留学生係 電話：03-5253-4111 (内線3362, 3358) E-mail：ryuugaku@mext.go.jp</p>
--